

大阪府立スポーツ施設の 指定管理者の評価について

令和7年1月

大阪府教育庁
教育振興室 保健体育課

目 次

1 評価の目的

2 評価の流れ

3 評価段階

4 評価方法

(1) 評価資料

(2) 評価方法

①評価方法

②評価基準項目の評価

③総括の評価

④年度の評価

⑤安定的な運営が可能となる財政基盤の評価

5 評価結果の活用

(1) 対応方針策定、指定管理者への指摘・提言

(2) 評価結果の公表

(3) 年度計画への反映及び改善方策工程表の作成

(4) 改善方策の進捗状況の把握

6 スケジュール

(1) 令和6年度

(2) 令和7年度

1 評価の目的

指定管理者制度の趣旨に鑑み、府民サービス向上の観点から、指定管理者による「公の施設」の運営の品質維持・向上していくことが必要。

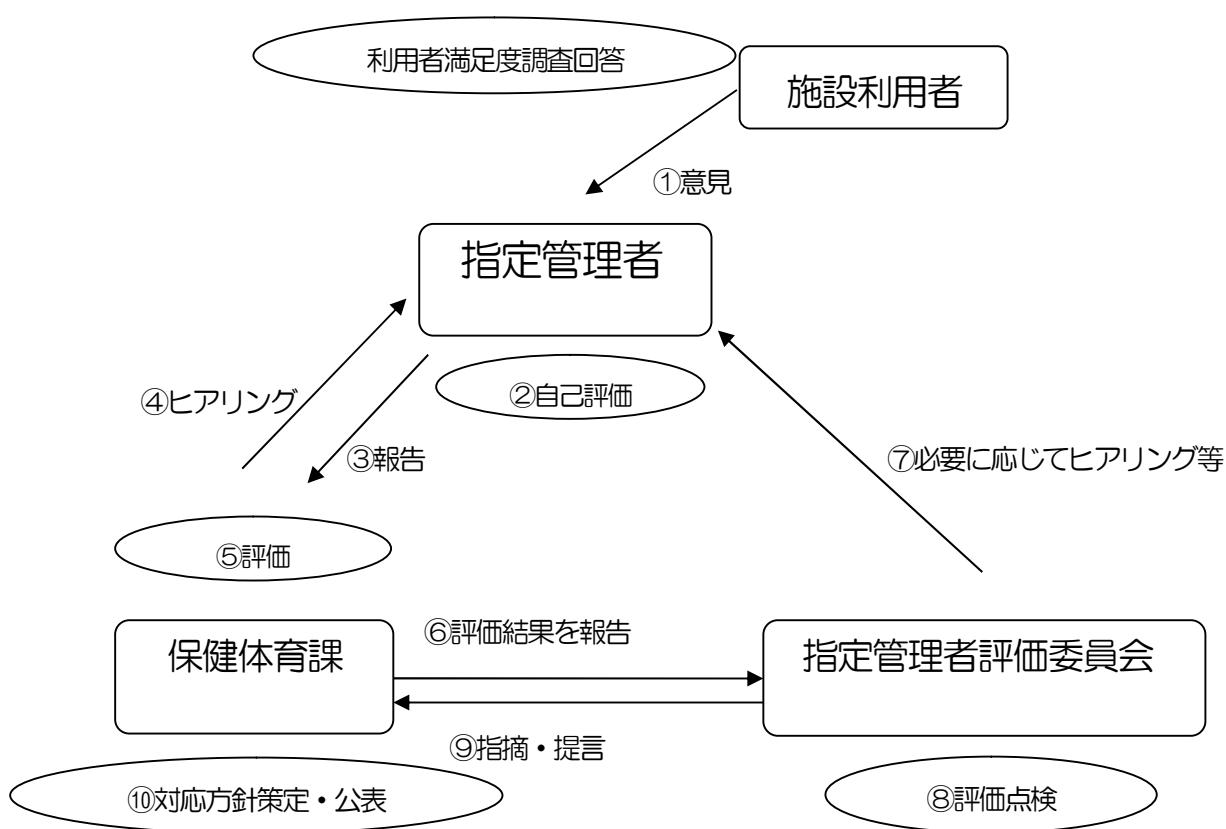
このため、外部有識者による指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、モニタリングを実施することにより、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで府民サービスの向上につなげていく。

2 評価の流れ

保健体育課は、指定管理者の自己評価結果をもとに、指定管理者へヒアリングを行い、各評価項目の評価を行う。

保健体育課は、評価委員会にて評価結果を報告。評価委員会は、必要に応じて、指定管理者に対するヒアリングや現地立入検査等を行うなど、各評価項目について点検・調査・審議を行い、指摘・提言を行う。

その後、保健体育課は、対応方針を策定し、公表を行う。



3 評価段階

- ①指定管理者による自己評価
- ②保健体育課による評価
- ③評価委員会による評価（府の評価の点検）

4 評価の方法

(1) 評価資料

令和6年度指定管理運営業務評価票（以下「評価票」という。）…資料2

（評価項目、評価基準、指定管理者の自己評価、保健体育課の評価、評価委員会の評価）

(2) 評価方法

① 評価方法

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、評価票の評価基準項目及び総括の評価について、下のとおり4段階で評価する。

- | | |
|---------|------------------------|
| S 優 良 | 提案項目以上の実施状況が認められるもの |
| A 良 好 | 提案項目どおりの実施状況が認められるもの |
| B ほぼ良好 | ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの |
| C 要 改 善 | 提案項目の実施が今年度は進んでいないもの |

② 評価基準項目の評価

評価基準の1項目を4点満点（4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善）で評価する。

③ 総括の評価

各評価項目（I～III）の総括の評価は、②の評価（4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善）に応じて、次頁の表のとおり評価する。

【例】評価項目Ⅱで、（1）はS(4点)、（2）はA(3点)、（3）はB(2点)の場合

3項目：12点満点 4+3+2=9点 ⇒ 総括評価 A良好

評価項目数	点数	得点			
		S優良	A良好	Bほぼ良好	C要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8~7	6~5	4~3	2
3	12	12~11	10~8	7~5	4~3
4	16	16~14	13~10	9~6	5~4
5	20	20~18	17~13	12~9	7~5
6	24	24~21	20~15	14~10	8~6
7	28	28~25	24~18	17~12	11~7

④ 年度の評価

各総括評価（I～III）の年度評価は、次の4段階評価とする。

S 項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。

A 項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。

B S・A・C以外

C 項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

⑤ 総合評価及び最終評価（府立漕艇センター及び府立臨海スポーツセンターのみ該当）

「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」に基づき、施設所管課（保健体育課）が、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価や、改善指導、是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、更に、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、それぞれ指定管理者評価委員会に報告する。

・総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）

II（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）

III（I・II・IV以外）

IV（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）

・総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。

⑥ 安定的な運営が可能となる財政的基盤の確認

指定管理者である法人等事業者の経営状況について、下の4つの指標を用いて「収益性」と「安全性」の確認を行う。比率は、「貸借対照表」と「損益計算書」から算出する。

III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤

② 「法人等事業者の財務状況」

指標1：自己資本比率〔安全性〕

総資産（資産合計）に占める自己資本（純資産合計）の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らずに経営をしているかを示しています。比率が高いほど借金（負債合計：他人

資本ともいう)に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。

一般的な目安としては、30%以上の場合は普通、50%以上の場合は高いとされている。

$$\boxed{\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(A)}}{\text{総資産(B)}}}$$

指標2：流動比率〔安全性〕

法人の短期的な支払い能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払いを要する負債を「流動負債」と言い、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。

つまり、流動資産（すぐに準備できるお金）のほうが多いほど、支払い能力が高いことを示している。

一般的な目安としては、200%以上が理想といわれていますが、日本では120～150%程度とされている。

$$\boxed{\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産(C)}}{\text{流動負債(D)}}}$$

指標3：固定比率〔安全性〕

固定資産をどの程度、自己資本で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を、返済義務のない・自前の資金である自己資本（純資産合計）でどれだけ賄えるかを比較する。

一般的な目安としては、100%以下が理想といわれていますが、日本では100～120%の範囲で健全、200%を超えると黄信号とされている。

$$\boxed{\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産(E)}}{\text{自己資本(A)}}}$$

指標4：総資産経常利益率〔収益性〕

法人の総合的な収益力を示す指標。法人の総資産（資産合計）に対して、どれだけの経常利益（本業を含め普段行っている継続的な活動から得られる利益）を稼ぎ出しているのかを示している。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益をあげているかを示している。

$$\boxed{\text{総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益(F)}}{\text{総資産(B)}}}$$

【例示：貸借対照表・損益計算書】

■貸借対照表

平成〇年〇月〇日

A 【資産の部】		【負債の部】	
流动資産		流动負債	
現金及び預金	400	買掛金	400
受取手形	500	短期借入金	300
有価証券	200	流动負債合計	700 D
(C) 流動資産合計	1,100	固定負債	
固定資産		社債	300
建物及び構築物	200	退職給付引当金	200
土地	500	固定負債合計	500
投資有価証券	200	負債合計	1,200
(E) 固定資産合計	900	【純資産の部】	
		資本金	600
		利益剰余金	400
		純資産合計	800 A
(B) 資産合計	2,000	負債純資産合計	2,000

■損益計算書 自 平成〇年〇月〇日至 平成〇年〇月〇日

売上高	3,000
売上原価	12,00
売上総利益	1,800
販売費及び一般管理費	1,200
広告費	700
人件費	500
営業利益	600
営業外収益	200
受取利息	200
その他	0
営業外費用	600
支払利息	200
社債利息	400
(F) 経常利益	200
特別利益	100
外国為替	100
特別損失	50
固定資産売却損	50
税引前当期純利益	250
法人税・住民税等	50
当期純利益	200

【記載例：年度終了時の確認方法】

項目	R●●実績	R●●実績	R●●実績	コメント
①自己資本比率	38.6%	33.2%	40.0%	良い傾向であり良好
②流動比率	180.7%	175.2%	157.1%	下降傾向であるが標準的
③固定比率	120.5%	140.7%	112.5%	改善されており健全
④総資産経常利益率	8.8%	7.9%	10.0%	良い傾向であり良好

5 評価結果の活用

(1) 対応方針の策定、指定管理者への指摘・提言（大阪府）

評価委員会の評価結果を踏まえ、対応方針を策定し、指定管理者へ指摘、提言等を行い、より一層の運営改善を促す。

(2) 評価結果等の公表（大阪府）

評価結果及び対応方針について、府のホームページに掲載する。

(3) 次年度計画への反映等（指定管理者）

指摘、提言のあった事項の改善に向けて、次年度の事業計画に反映するとともに、評価

結果がC（要改善）の項目については、改善方策工程表を作成し、その実施に努める。

(4) 改善方策の進捗状況の把握（大阪府）

指摘、提言事項及び評価結果がC（要改善）項目について、翌年度8月末までに、指定管理者へヒアリング等を行い、進捗状況を把握する。

6 スケジュール

(1) 令和6年度

時期	内 容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング ・令和5年度の利用者満足度調査結果の報告
8～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回評価委員会(22日)：評価基準・方法について ・自己評価実施の依頼（9月末時点）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価結果の報告
11～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの実施 ・保健体育課による評価
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回評価委員会：評価委員会による評価（指摘・提言）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針等を策定し、指定管理者に指摘・提言 ・指定管理者にて改善方策を作成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果等を公表 ・指定管理者が次年度事業計画に対応方針を反映

(2) 令和7年度

時 期	内 容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング ・令和6年度の利用者満足度調査結果の報告
8～9月	
10月	
11～12月	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね令和6年度のスケジュールと同様
1月	
3月	